

質問通告書

次のことについて質問したいので、会議規則第61条2項の規定により通告します。

質問方式	一括 ・ 一問一答 ・ 分割
------	----------------

発言の要旨

1. 社会的孤立と困窮の早期発見で孤立死（孤独死）を防止するために

(1) 孤独死・孤立死実態調査からの防止対策について

ア、「新潟市孤独死・孤立死簡易調査報告書」で、3日に1人の頻度で孤独死が発生していることが明かになった。孤立死・独居死対策は急務で県警に協力を求め、経年的に性別、年代別、発見までの期間、地域別、死因など詳細調査が必要と考えるが認識を伺う。

イ、発生件数は旧市内に多く特に中央区が顕著、民生委員が発生件数の半数以上に関与していたことが明かになった。行政・地域コミュニティ・社会福祉協議会等と協働で事例集積して対策を講ずるべきと考えるがどうか。

(2) 秋葉区死体遺棄・年金詐取事件の発生について

ア、親の年金が唯一の収入源で、長期間ガス・水道のライフライン途絶状態にある困窮と社会的孤立が潜在し、生計者の死去によって発生した事件で、困窮の改善がなければ、同居家族の孤立死（餓死・病死・自殺）発生を内包した事例と考えるが認識を伺う。

イ、行政、業者、地域に困窮との認識がなく福祉支援が届かなかった事例であった。行政として事例検証し再発を防ぐ対策を講ずるべきと考えるがどうか。

(3) SOSサインが出せない潜在的生活弱者を早期発見し必要な支援をすべき

ア、水道料金滞納による停水世帯数はどうか。停水状態にある世帯は訪問して生活状況と困窮の有無を把握し、滞納理由が困窮の場合は、生活保護制度の紹介情報を届け福祉部につなぐなど連携して生活困窮世帯の早期発見と支援をするべきと考えるがどうか。

(水道局)

イ、政府は孤立死防止対策で、地方自治体の福祉部局に「生活困窮者に関する情報の一元化」と「電気・ガス、水道事業者と福祉担当部局との連携等に際し、生命、身体、財産の保護が必要なケースでは、個人情報保護の適用外になることの理解促進」を通知し、支援を必要とする者（生活困窮者）の情報が必要な支援につながるよう体制の構築を要請している。本市においても、事業者からの困窮情報を福祉部に一元化し、保健師やケースワーカーが訪問介入できる仕組みを構築するべきと考えるがどうか。

ウ、滞納相談窓口のあり方について、困窮が原因の税、国保料、使用料等の縦割りの滞納相談では、納付対応が主となり困窮者への必要な支援と生活再建はされにくい。滞納相談を入り口に、生活実態の聞き取りと本人同意を得た上で、複数課にまたがる滞納情報を収集して困窮状況を総合的に把握し、相談者が抱える問題を掘り下げ、当事者を交えて関係部署連携で必要な支援ができるワンストップ機能を区役所に設け、生活困窮の早期発見と生活再建につなげる仕組みをつくるべき。（参考事例：滋賀県野洲市モデル）

エ、福祉や介護保険サービスを利用していない独居高齢者と高齢者世帯に特化して、平時に保健師等による訪問で孤立状態高齢者を掘り起こし、ニーズ把握と必要な支援につなぐモデル事業を、人員を確保して全市に拡大すべきと考えるがどうか。

2. 介護保険サービスの取り上げは止めて、必要なサービスを給付すべき

(1) 中央区老夫婦心中事件は、民生委員、地域包括支援センター、介護保険サービスの支援があったケースだったが、遺書には「介護に疲れた」と残されていた。介護ニーズを満たせた支援内容だったのか、関係者の協力を得て多面的な総括と教訓を導き出す検証をするべきと考えるが見解を伺う。

(2) 介護認定更新結果が要支援判定で介護施設の退所に至る事例がある。施設入所者の在宅復帰は容易ではなく、ケアハウス等の施設入所を模索することとなるが、判定通知の30日越えが常態化し、退所後の転居先を期限内に選定することに無理がある。高齢者にとって環境の変化は心身の大きな負担となる。退所に至る変更の場合は拙速な退所は止め、退所先が定まるまで、従来区分で滞在できる猶予期間を設けるべきと考えるがどうか。

(3) 「介護保険認定で『非該当者（自立）』と判定された者のニーズと支援内容の状況調査集計」は、非該当者の4割が日常生活で介護保険サービスが必要で2割が再申請をしていた。やむなく全額自己負担で介護サービスを使わざるを得なかった事例もあり、非該当者に介護サービスが必要だった方が少なくなかった。今回の「非該当者追跡調査結果」を二次審査に反映させると共に国に認定基準の見直しを求めるべきと考えるがどうか。

(4) 政府は社会保障制度改革国民会議の最終報告を受け、要支援者の保険外し、施設から要介護1・2の締め出し、施設の補足給付縮小、一定以上所得者の利用料引上げなどの「プログラム法案」骨子を閣議決定した。介護保険法を「改正」すれば介護保険から排除される高齢者はさらに甚大になる。市として必要な介護給付を取り上げる法案提出の中止を国に求めるべきと考えるがどうか。

3. 生活保護法の大改悪を許さず、ケースワーカーは任期のない職員配置で支援すべき

(1) 再提出が懸念される生活保護申請の『改正案』は「必要な書類を添付しなければならない規定を法律上設ける」としているが、厚生労働省は、5月20日の生活保護全国係長会議で「改正案が成立しても申請は従来通り、口頭申請も認める」との見解を示した。保護申請は申請意思が確認された者に対し従来どおりの手続きで受理されると考えるがどうか。

(2) 生活保護世帯増加へのケースワーカーの配置について

ア、保護世帯数の増加に対し任期付短時間勤務職の増員で対応しているが、恒常的・継続的対応が求められる生活保護業務に任期付の雇用形態は相応しくないと考えるがどうか。

イ、任期付職員の担当世帯数は57～84世帯（一般職は90世帯越えが常態化）、時間外勤務時間は月平均20.5h（一般19.7h）で一般職並みの業務量にある。3年任期の短時間雇用では専門性とスキルの蓄積は担保できず、一般職の担当世帯数の偏重も改善できないことから、職員配置は任期のない福祉職の増員で対応すべきと考えるがどうか。

ウ、ケースワーカーは1年単位での担当替えや年数回の訪問で短時間支援の状況にあり、利用者との信頼関係の構築が十分とはいえない。せめて複数年担当する配置とするべき。